

## 医療要否意見書記入方法の効率化に係るご留意点について

### 1. はじめに

生活保護法では、第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規定が定められており、その第7条において「指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを支給しなければならない」と規定されています。

これまで、指定医療機関より提出されている医療要否意見書（以下、「意見書」という。）について、手書きでは記載する事項が多い場合に既成の欄では枠に収まりきれないこと、また手書きでは文字が読みにくい場合があり正確に情報が伝わらないなどの点が指摘されていました。以上の点を改善するために、意見書記入方法の効率化を図りました。

以下の留意事項、実施方法を熟読され、適正にご活用いただきますようよろしくお願いします。

### 2. 留意事項

- (1) 各種意見書については、厚生労働省から医療扶助運営要領様式第13号等により様式が定められており、過不足なく患者情報を共有するために様式の同一性が必要となりますので、別紙様式の項目を削除・改変することは出来ません。ただし、記載内容に合わせて枠の大きさ等を適宜拡大・縮小することは可能です。
- (2) あくまでも福祉事務所が発行する意見書（本紙）に付属する別紙ですので、別紙のみを福祉事務所に提出いただいても要否判定は出来ません。
- (3) この取り扱いは、従来どおり手書き等で記載することを妨げるものではありません。

### 3. 実施方法

- (1) 宇城市ホームページに掲載された意見書別紙（医科および歯科・精神入院）をダウンロードし、必要事項を記載してください。
- (2) 福祉事務所から交付された意見書（以下、本紙とする）に入院外もしくは入院医療の要否、指定医療機関の所在地及び名称を記載し、院（所）長と担当医師の記名・押印をしてください。併せて、診療科目も必ず記載してください。
- (3) 本紙の裏面に記入要項の記載がない場合は、本紙裏面に印刷し、表面の傷病名欄に目立つように“裏面参照”と記載してください。

本紙裏面に記入要項の記載がある場合、若しくは裏面印刷に失敗した場合は、記載した意見書（別紙）を別に印刷し、本紙表面の傷病名欄に“別紙参照”と記載し本紙と別紙に割印押印の上、ホチキス止めをして福祉事務所にご提出ください。別紙につきましては、院長印でも担当医師印でも可とします。